平成２６年（フ）第５号
岩手県遠野市小友町６地割18番地２
債務者　菊池　邦夫
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２６年（フ）第２号
秋田県由利本荘市岩城二古字狐森180番地13
債務者　松永あや子
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第１６２号
茨城県北茨城市大津町北町２丁目２番地２
債務者　菅野　敦史
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第７号
茨城県日立市大みか町２丁目13番23号、住民票上の住所茨城県日立市南高野町３丁目１番１号
債務者　古田　理恵
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第５２７号
新潟市中央区二葉町２丁目5166番地
債務者　伊藤　とし
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５３４号
新潟市中央区女池西１丁目１番３号　サンライズ・アベニューＢ101号
債務者　田中　浩幸
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１号
新潟市西区寺尾西５丁目５番１号
債務者　森　真奈美
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６号
新潟市中央区上所上１丁目５番16号、前住所新潟市東区物見山４丁目14番49号
債務者　工藤貴枝子
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７号
新潟市中央区上所上１丁目５番16号、前住所新潟市東区物見山４丁目14番49号
債務者　工藤　由貴
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２号
岐阜県関市肥田瀬22番地１　グレースＦ棟202
債務者　後藤　美加（旧姓岩田）
1　決定年月日時　平成26年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４号
滋賀県犬上郡多賀町大字多賀722番地53
債務者　秋山　勝已
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第８０９号
神戸市兵庫区羽坂通４丁目２番８号　高谷ビル402号
債務者　池田優子こと　徐　　優子
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９３７号
神戸市北区南五葉２丁目４番31―205号
債務者　関上　　晃
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６号
神戸市長田区鶯町１丁目２番22号　ウグイスハイツ２Ｆ、従前の住所岡山市北区延友456番地13
債務者　松下　清子
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４９号
兵庫県三木市別所町高木70番地　県住４号棟306号
債務者　神澤　正昭
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６６７号
広島市西区楠木町１丁目13番10―303号
債務者　田代　　陵
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１２８号
広島市佐伯区旭園13番17号
債務者　豊川　浩志
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２７号
広島市東区光町２丁目13番24―301号
債務者　安部　三子
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
広島地方裁判所民事第４部